

令和5年栗山町議会定例会

5月第2回臨時会議議案

開会 令和5年5月26日

栗山町議会議場

令和 5 年栗山町議会定例会
5 月第 2 回臨時会議

議 事 日 程

令和 5 年 5 月 2 6 日
午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 案 番 号	議 件 名	結 果
1		会議録署名議員の指名	
2		議会運営委員会報告	
3		諸般の報告 ①会 務 報 告	
		②監 査 報 告	
4	報 告 第 1 号	令和 4 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 4 号）の専決処分について	
5	報 告 第 2 号	令和 4 年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について	
6	報 告 第 3 号	栗山町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	
7	議 案 第 1 号	令和 5 年度栗山町一般会計補正予算（第 2 号）	
8	議 案 第 2 号	継立西団地 A 棟新築主体工事の請負契約について	
9	議 案 第 3 号	継立西団地 B 棟新築主体工事の請負契約について	
10	議 案 第 4 号	栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事の請負契約について	

会 務 報 告

4月26日	令和5年度栗山町遺族会総会に議長が出席した。
〃日	第94回栗山地区メーデーに議長が出席した。
28日	令和5年度栗山消費者協会定期総会に議長が出席した。
5月9日	栗山地区保護司会令和5年度定期総会・懇談会に議長が出席した。
11日	福島県南相馬市議会文教福祉常任委員会が行政視察のため来町した ので議長が応接した。
12日	栗山高校女子野球部激励会に議長が出席した。
〃日	くりやま駅前通り商店街協同組合第32回通常総会懇親会に議長 が出席した。
15日	令和5年度栗山町国道234号整備促進期成会総会に議長が出席 した。
17日	南空知町村議会議長連絡協議会情報交換会に議長が出席した。 (於 月形町)
19日	令和5年度空知町村議会議長会臨時総会に議長が出席した。 (於 岩見沢市)

議案の提出について

令和5年栗山町議会定例会5月第2回臨時会議に報告第1号から報告第3号まで及び議案第1号から議案第4号までを別紙のとおり提出する。

令和5年5月26日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町長 佐々木 学

報告第1号

令和4年度栗山町一般会計補正予算（第14号）の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専 決 処 分 書

令和4年度栗山町一般会計補正予算（第14号）について地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

栗山町長 佐々木 学

令和 4 年度 栗山町 一般会計 補正 予算 (第 1 4 号)

令和 4 年度 栗山町 一般会計 補正 予算 は、次に定めるところによる。

(歳入 歳出 予算 の 補正)

第 1 条 歳入 歳出 予算 の 総額 に 歳入 歳出 それぞれ 2 6 1 , 9 6 0 千円 を 追加 し、歳入 歳出 予算 の 総額 を 歳入 歳出 それぞれ 1 0 , 6 6 7 , 7 3 3 千円 とする。

2 歳入 歳出 予算 の 補正 の 款項 の 区分 及び 当該 区分 ごと の 金額 並び に 補正 後 の 歳入 歳出 の 金額 は、「第 1 表 歳入 歳出 予算 補正」による。

(地方 債 の 補正)

第 3 条 地方 債 の 変更 は、「第 3 表 地方 債 の 補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	計
1 町税		1,232,551	40,632	1,273,183
	1 町民税	517,765	20,072	537,837
	2 固定資産税	531,928	10,512	542,440
	3 軽自動車税	35,310	513	35,823
	4 町たばこ税	97,729	8,748	106,477
	5 都市計画税	48,714	666	49,380
	6 入湯税	1,105	121	1,226
11 地方交付税		3,595,759	217,764	3,813,523
	1 地方交付税	3,595,759	217,764	3,813,523
15 国庫支出金		1,432,520	10,664	1,443,184
	2 国庫補助金	815,381	10,664	826,045
18 寄附金		364,014	3,200	367,214
	1 寄附金	364,014	3,200	367,214
22 町債		1,409,403	△10,300	1,399,103
	1 町債	1,409,403	△10,300	1,399,103
歳 入 合 計		10,405,773	261,960	10,677,733

歳 出 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		2,670,933	261,860	2,932,793
	1 総務管理費	2,616,931	261,860	2,878,791
3 民生費		2,071,483	-	2,071,483
	2 児童福祉費	589,334	-	589,334
6 農林水産業費		574,789	-	574,789
	1 農業費	550,583	-	550,583
7 商工費		294,877	-	294,877
	1 商工費	294,877	-	294,877
8 土木費		1,389,508	100	1,389,608
	4 都市計画費	594,860	100	594,960
9 消防費		331,011	-	331,011
	1 消防費	331,011	-	331,011
10 教育費		881,662	-	881,662
	1 教育総務費	199,809	-	199,809
	2 小学校費	211,407	-	211,407
	4 社会教育費	175,875	-	175,875
歳 出 合 計		10,405,773	261,960	10,667,733

第3表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
10. 新生児世帯子育て応援券事業債	2,600	2,200
11. 私立保育所運営補助事業債	17,000	18,000
17. 継立北部地区経営体育成基盤整備事業債	20,500	20,300
19. 円山地区経営体育成基盤整備事業債	400	600
28. 交流拠点施設整備事業債	210,500	200,500
29. 中心市街地案内板整備事業債	2,600	2,400
36. 消防ポンプ車購入事業債	19,800	19,700
39. 特別支援教育推進事業債	10,600	10,000
45. 新町通バスシェルター整備事業債	2,600	2,700
46. 栗山小学校体育館耐震改修事業債	74,800	74,700

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
①	町税		1,232,551	40,632	1,273,183			
	1	町民税	517,765	20,072	537,837			
		1 個人	435,998	17,027	453,025	1	現年課税分	16,104
						2	滞納繰越分	923
		2 法人	81,767	3,045	84,812	1	現年課税分	3,071
						2	滞納繰越分	△ 26
	2	固定資産税	531,928	10,512	542,440			
		1 固定資産税	502,439	10,512	512,951	1	現年課税分	11,842
						2	滞納繰越分	△ 1,330
	3	軽自動車税	35,310	513	35,823			
		1 環境性能割	1,022	730	1,752	1	現年課税分	730
		2 種別割	34,288	△ 217	34,071	1	現年課税分	△ 227
						2	滞納繰越分	10
	4	町たばこ税	97,729	8,748	106,477			
		1 町たばこ税	97,729	8,748	106,477	1	現年課税分	8,748
	5	都市計画税	48,714	666	49,380			
		1 都市計画税	48,714	666	49,380	1	現年課税分	808
						2	滞納繰越分	△ 142
	6	入湯税	1,105	121	1,226			
		1 入湯税	1,105	121	1,226	1	現年課税分	121
⑩	地方交付税		3,595,759	217,764	3,813,523			
	1	地方交付税	3,595,759	217,764	3,813,523			
		1 地方交付税	3,595,759	217,764	3,813,523	1	普通交付税	20,112
						2	特別交付税	197,652
⑮	国庫支出金		1,432,520	10,664	1,443,184			
	2	国庫補助金	815,381	10,664	826,045			
		7 商工費国庫補助金	-	10,664	10,664	1	商工費補助金	10,664
								過疎地域持続的発展支援交付金
⑱	寄附金		364,014	3,200	367,214			
	1	寄附金	364,014	3,200	367,214			

款	項		補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
	目					区分	金額		
⑮	1	1 寄附金	364,014	3,200	367,214	1 総務寄附金	3,200	一般寄附金（まちづくり）追加 企業版ふるさと応援寄附金追加	400 2,800
⑳	町債		1,409,403	△ 10,300	1,399,103				
	1	町債	1,409,403	△ 10,300	1,399,103				
		2 民生債	86,500	600	87,100	2 児童福祉債	600	新生児世帯子育て応援券事業債減額 私立保育所運営補助事業債追加	△ 400 1,000
		4 農林水産業債	25,200	-	25,200	1 農業債	-	継立北部地区経営体育成基盤整備事業債減額 円山地区経営体育成基盤整備事業債追加	△ 200 200
		6 土木債	446,700	△ 10,100	436,600	2 都市計画債	△ 10,100	交流拠点施設整備事業債減額 中心市街地案内板整備事業債減額 新町通バスシェルター整備事業債追加	△ 10,000 △ 200 100
		7 消防債	39,600	△ 100	39,500	1 消防債	△ 100	消防ポンプ車購入事業債減額	
		8 教育債	147,200	△ 700	146,500	1 教育総務債	△ 600	特別支援教育推進事業債減額	
						3 小学校債	△ 100	栗山小学校体育館耐震改修事業債減額	

歳 出

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
②	総務費	2,670,933	261,860	2,932,793			100	261,760			
	1 総務管理費	2,616,931	261,860	2,878,791			100	261,760			
	1 一般管理費	450,206	11,860	462,066				11,860	24 積立金	11,860	減債基金積立金追加
	6 財政調整基金費	150,909	250,000	400,909				250,000	24 積立金	250,000	財政調整基金積立金追加
	12 企画費	22,523	-	22,523			100	△100			
③	民生費	2,071,483	-	2,071,483		600	100	△700			
	2 児童福祉費	589,334	-	589,334		600	100	△700			
	1 児童福祉総務費	201,166	-	201,166		△400	100	300			
	2 保育所運営費	349,389	-	349,389		1,000		△1,000			
⑥	農林水産業費	574,789	-	574,789			500	△500			
	1 農業費	550,583	-	550,583			500	△500			
	5 農業担い手育成費	32,699	-	32,699			500	△500			
⑦	商工費	294,877	-	294,877	10,664			△10,664			
	1 商工費	294,877	-	294,877	10,664			△10,664			
	3 栗山駅南交流拠点施設事業推進費	86,897	-	86,897	10,664			△10,664			
⑧	土木費	1,389,508	100	1,389,608		△10,100		10,200			
	4 都市計画費	594,860	100	594,960		△10,100		10,200			
	2 都市計画整備費	269,948	-	269,948		△10,100		10,100			
	6 工業団地造成事業費	573	100	673				100	27 繰出金	100	工業団地造成事業特別会計繰出金追加
⑨	消防費	331,011	-	331,011		△100		100			
	1 消防費	331,011	-	331,011		△100		100			
	1 消防費	330,911	-	330,911		△100		100			

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
⑩	教育費	881,662	-	881,662		△700	2,100	△1,400			
	1 教育総務費	199,809	-	199,809		△600		600			
	4 教育諸費	88,508	-	88,508		△600		600			
	2 小学校費	211,407	-	211,407		△100		100			
	1 学校管理費	209,431	-	209,431		△100		100			
	4 社会教育費	175,875	-	175,875			2,100	△2,100			
	7 開拓記念館費	7,428	-	7,428			2,100	△2,100			

報告第2号

令和4年度栗山町工業団地造成事業特別会計 補正予算（第5号）の専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専 決 処 分 書

令和4年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）について地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

栗山町長 佐々木 学

令和4年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前予算額	補正予算額	計
3 繰入金		24,618	100	24,718
	1 一般会計繰入金	24,618	100	24,718
4 町債		136,700	△100	136,600
	1 町債	136,700	△100	136,600
歳入合計		162,879	-	162,879

第2表 地方債の補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
1. 工業団地造成事業債	136,700	136,600

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
③	繰入金		24,618	100	24,718			
	1	一般会計繰入金	24,618	100	24,718			
		1 一般会計繰入金	24,618	100	24,718	1	一般会計繰入金	100
④	町債		136,700	△ 100	136,600			
	1	町債	136,700	△ 100	136,600			
		1 工業団地造成事業債	136,700	△ 100	136,600	1	工業団地造成事業債	△ 100

歳 出

款	項 目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
①	工業団地造成事業費	137,823	-	137,823		△100		100			
	1 工業団地造成事業費	137,823	-	137,823		△100		100			
	1 工業団地造成事業費	137,823	-	137,823		△100		100			

報告第3号

栗山町税条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により本議会に報告する。

専決処分書

栗山町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

栗山町長 佐々木 学

栗山町税条例の一部を改正する条例

栗山町税条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有し

ない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア②中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア③a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア②中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア③a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の栗山町税条例(次条第2項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の栗山町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第1号

令和5年度栗山町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度栗山町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,614,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入款	項	補正前予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		1,062,917	117,439	1,180,356
	2 国庫補助金	449,711	117,439	567,150
19 繰入金		323,374	95,629	419,003
	1 基金繰入金	323,229	95,629	418,858
21 諸収入		198,161	2,436	200,597
	5 雑入	70,759	2,436	73,195
歳入合計		10,399,485	215,504	10,614,989

歳出款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2 総務費		1,864,701	215,504	2,080,205
	1 総務管理費	1,806,629	215,504	2,022,133
歳出合計		10,399,485	215,504	10,614,989

歳入歳出事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明	
						区分	金額		
⑮	国庫支出金		1,062,917	117,439	1,180,356				
	2	国庫補助金	449,711	117,439	567,150				
		1 総務費国庫補助金	9,291	110,465	119,756	1	総務管理費補助金	110,465	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 デジタル田園都市国家構想交付金
		2 民生費国庫補助金	39,872	6,974	46,846	2	児童福祉費補助金	6,974	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金
								105,290 5,175	
⑰	繰入金		323,374	95,629	419,003				
	1	基金繰入金	323,229	95,629	418,858				
		1 財政調整基金繰入金	126,360	95,629	221,989	1	財政調整基金繰入金	95,629	
⑳	諸収入		198,161	2,436	200,597				
	5	雑入	70,759	2,436	73,195				
		2 雑入	70,754	2,436	73,190	2	雑入	2,436	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金

歳 出

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明				
						特定財源			一般財源	区分		金額			
						国道支出金	地方債	その他							
②	総務費		1,864,701	215,504	2,080,205	117,439		2,436	95,629						
	1	総務管理費	1,806,629	215,504	2,022,133	117,439		2,436	95,629						
		1	一般管理費	78,443	3,500	81,943			3,500	18	負担金補助及び交付金	3,500	補助金 侍ジャパン栗山監督優勝記念イベント実行委員会		
		22	定住促進費	30,998	17,543	48,541	5,175		2,436	9,932	7	報償費	194	講師謝礼追加 空き家利活用プラットフォーム構築業務選定委員謝礼	170 24
											8	旅費	240	講師費用弁償 普通旅費	120 120
											10	需用費	229	消耗品費 事業用追加 印刷製本費 冊子	75 154
											11	役務費	875	通信運搬費 郵便料 運搬料 広告料 保険料 傷害	34 6 820 15
											12	委託料	12,265	空き家利活用プラットフォーム構築業務 移住体験ツアー業務 就業パンフレットデザイン作成業務	11,385 456 424
											13	使用料及び賃借料	275	バス借上料 会場借上料	220 55
											18	負担金補助及び交付金	3,465	負担金 移住支援窓口機能強化	

款	項	目	補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
②	1	23 新型コロナウイルス感染症対策費	51,010	194,461	245,471	112,264			82,197	1	報酬	1,088	会計年度任用職員 2人分
										3	職員手当等	2,700	時間外手当
										10	需用費	969	消耗品費 事業用追加 519 印刷製本費 諸用紙 82 チラシ 368
										11	役務費	6,237	通信運搬費 郵便料 824 運搬料 5,204 手数料 口座振込 209
										12	委託料	935	子育て世帯生活支援特別給付金システム構築 385 住民税非課税世帯臨時特別給付金システム構築 550
										18	負担金補助及び交付金	123,282	補助金 福祉施設等緊急対策支援金 10,950 農業物価高騰対策支援事業 27,000 飼料価格高騰対策支援事業 1,200 くりやま暮らし応援商品券発行事業 28,387 運送事業者エネルギー価格高騰対策支援金 8,005 製造事業者エネルギー価格高騰対策支援金 6,600 建設事業者等エネルギー価格高騰対策支援金 8,250 宿泊事業者エネルギー価格高騰対策支援金 1,890

款	項 目		補正前予算額	補正予算額	計	財源内訳			節		説明	
						特定財源			一般財源	区分		金額
						国道支出金	地方債	その他				
②	1	23							18		事業者等エネルギー価格高騰対策支援金 31,000	
									19 扶助費	59,250	子育て世帯生活支援特別給付金 住民税非課税世帯臨時特別給付金 5,250 54,000	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正前	(96) 141	127,796	517,557	329,323	974,676	195,166	1,169,842	一般職	
	-	-	-	-	-			準職	
補正	(2) -	1,088	-	2,700	3,788	-	3,788	"	
	-	-	-	-	-			"	
計	(98) 141	128,884	517,557	332,023	978,464	195,166	1,173,630	"	
	-	-	-	-	-			"	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区分	扶養	住居	通勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期末	勤勉	寒冷地	児童	処遇改善	計
	補正前	17,910	17,138	1,448	10	28,279	850	19,898	3,009	128,824	90,214	11,750	9,900	93	329,323
	補正	-	-	-	-	2,700	-	-	-	-	-	-	-	-	2,700
	計	17,910	17,138	1,448	10	30,979	850	19,898	3,009	128,824	90,214	11,750	9,900	93	332,023

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補 正 前	(-)		-	500,503	307,572	808,075	165,465	973,540	一 般 職	
	-	/							-	/
補 正	(-)		-	-	2,700	2,700	-	2,700	"	
	-	/							-	/
計	(-)		-	500,503	310,272	810,775	165,465	976,240	"	
	-	/							-	/

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区 分	扶 養	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外	宿日直	管理職	管理職員 特別勤務	期 末	勤 勉	寒 冷 地	児 童	処遇改善	計
	補正前	17,910	17,138	1,293	10	27,254	850	19,898	3,009	108,346	90,214	11,750	9,900	-	307,572
	補 正	-	-	-	-	2,700	-	-	-	-	-	-	-	-	2,700
	計	17,910	17,138	1,293	10	29,954	850	19,898	3,009	108,346	90,214	11,750	9,900	-	310,272

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(96) 6	127,796	17,054	21,751	166,601	29,701	196,302	
補 正	(2) —	1,088	—	—	1,088	—	1,088	
計	(98) 6	128,884	17,054	21,751	167,689	29,701	197,390	

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当 の内訳	区 分	通 勤	時 間 外	期 末	処 遇 改 善	計
	補正前	155	1,025	20,478	93	21,751
	補 正	—	—	—	—	—
	計	155	1,025	20,478	93	21,751

議案第2号

継立西団地A棟新築主体工事の請負契約について

継立西団地A棟新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 継立西団地A棟新築主体工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 78,210,000円
- 4、契約の相手方 栗山町朝日4丁目32番地3
朝日産業株式会社
代表取締役 廣岡延博

議案第3号

継立西団地B棟新築主体工事の請負契約について

継立西団地B棟新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 継立西団地B棟新築主体工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 78,100,000円
- 4、契約の相手方 栗山町中央1丁目1番地1
松原産業株式会社
代表取締役 松原正和

議案第4号

栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事の請負契約について

栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 栗山小学校体育館天井非構造部材耐震改修工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約金額 94,600,000円
- 4、契約の相手方 栗山町朝日4丁目32番地3
朝日産業株式会社
代表取締役 廣岡延博